

(3)米軍基地に起因する騒音・環境問題

嘉手納飛行場、普天間飛行場の周辺では、国内の環境基準値を超過した騒音が発生しています。それは、最大ピークレベルで飛行機のエンジン近くと同程度、平均ピークレベルでも騒々しい工場内と同程度の騒音となっています。また、日米で飛行制限に合意している22時から6時までの間も広範囲で騒音が測定されています。

■平成28年度航空機騒音測定結果(抜粋)

| 飛行場 | 測定箇所 | 1日あたりの騒音発生回数 | 最大ピークレベル | 平均ピークレベル |
|----------|----------|--------------|----------|----------|
| 嘉手納飛行場周辺 | 北谷町砂辺 | 60.5回 | 114.1dB | 91.3dB |
| 普天間飛行場周辺 | 宜野湾市上大謝名 | 30.0回 | 116.7dB | 88.8dB |



住宅の上空を低空飛行するオスプレイ



22時以降も住宅地周辺を飛行するオスプレイ



嘉手納飛行場に飛来した外来機(F-35戦闘機)



返還地の地中から、ドラム缶に入ったタール状物質が多数発見

基地内からの航空機燃料やディーゼルオイル等の流出による水域等の汚染がたびたび発生しています。跡地においても、有害物質が環境基準値を超えて検出される事例が発生しています。

日米地位協定により、米軍には原則として日本の法令が適用されていません。

沖縄県では、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然防止等のため、日米地位協定を改正し、米軍にも日本の国内法を適用させることなどを求めています。